

松市協第322号
令和6年9月18日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

松原市 市民協働部
市民協働課長 北野 智海

平素は、松原市政運営にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年6月20日付けで貴団体から提出のありました要望につきまして、別紙のとおり回答いたします。

回答内容へのご質問につきましては、各回答担当部署にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

なお、各担当部署の決定により、懇談の場は設定しないこととなりましたのであわせて回答いたします。

松原市
市民協働部市民協働課 坂野
TEL 072-334-1550 (代表)
FAX 072-337-3003

2024 年度自治体キャラバン行動 要望の回答

(松原市)

1. 職員問題

- ① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均 20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

(回答：人事課)

各年度において、採用試験を実施し、正規職員の確保に努めております。

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(回答：人事課)

平成 31 年 4 月に女性の職業生活における活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、能力や適性に応じた女性職員の登用に努めるとともに、研修等を通じた人材育成に取り組みながら、キャリアアップを望む女性職員のフォローに努めております。

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

(回答：人事課)

令和 6 年 3 月 31 日現在の外国人人口は 2,449 人(内訳 ベトナム：600 人、中国：578 人、韓国：479 人、その他の国・地域：792 人)であり、外国語対応ができる人材を庁内に配置しております。

2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

- ① 2023 年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った 18 自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

(回答：福祉総務課)

本市では「2023 年度 大阪府子どもの生活実態調査と同時の実態調査」は行っておりません。

- ② 子どもの生活実態調査報告で 2016 年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮 I 世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。
- イ 就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乘せして支給額を増やすこと。

(回答：教職員課)

就学援助受給率については、松原市においても年々低下を続けております。松原市においてはこの間援助基準の変更は行っておらず、所得の低い層の賃金が緩やかに上昇していること、共働き世帯が増加したことなどが要因ではないかと分析しています。引き続き、必要な支援をまいります。

オンライン申請については住民サービスの向上だけでなく業務の効率化や適正化にもつながることから、研究を進めているところです。

中学生の支給額増額についてですが、就学援助制度は、学校教育法第 19 条を根拠に、学校教育に係る負担の実費分の援助を原則とすることで経済的理由により就学困難な状況を改善することを目的としています。このことから、実費分を十分賄える額かどうかを精査し援助額を決定しており、小学生に比べて中学生の方が援助費を増額しております。引き続き適切に対応してまいります。

- ロ 朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

(回答：福祉総務課)

朝ごはん会の実施につきましては、調査研究してまいります。

- ハ 大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。

(回答：福祉総務課)

本市においては、松原市社会福祉協議会を通じ子ども食堂支援を行っており、子どもの貧困対策については引き続き研究を重ねてまいります。また、学校の空き教室や体育館等の使用に関しましては、法令に基づき対応を行っております。

- 二 児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

(回答：子育て支援課)

児童扶養手当の申請時及び現況届提出時には、プライバシーに配慮し丁寧な対応を行うとともに、ひとり親世帯が利用できる制度について説明を行っております。ポケットークを利用し、外国語への対応も行っております。

- ③ 子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(回答：医療支援課)

子ども及びひとり親家庭医療費助成制度は、全国一律で広域的に実施すべきものと考えていますが、これまで子ども医療の所得制限の撤廃や、対象年齢の拡充等に取り組んできたところです。令和6年1月からは、子ども医療費助成制度の助成対象者を高校生まで拡充しました。このような中で、限られた財源の中で広く子育て世帯への助成を継続するためには、医療費の無償化は困難と考えています。

なお、子ども医療の入院食事療養費については、平成27年4月に大阪府が助成廃止した後も市単独事業として助成を継続し、無償としております。

また、妊産婦医療費助成制度については、新たな制度の創設はさらなる財源の確保が必要となり、現在、妊産婦医療費助成制度に対する国や大阪府からの補助制度も無く、市単独による制度創設は困難な状況と考えます。

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

(回答：学校給食課)

本市では、全員喫食の学校給食を小学校はセンター方式で、中学校は民間調理場活用方式にて実施しており、学校給食法を遵守し、栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供しています。

また、電気、燃料、ガス料金の高騰や物価高騰の影響を受けている子育て世帯の家計への経済的負担の軽減のために市立小中学校に在籍する児童、生徒の給食費の無償化を令和6年度も引き続き実施します。

(回答：子ども施設課)

保育所・こども園・幼稚園などの副食費につきましては、義務教育等・障がい児通所支援・介護保険・医療保険等の他制度における食材料費の自己負担を参考にし、子ども・子育て支援新制度においても、幼児教育無償化を機に副食費は保護者負担となりました。

保育所・認定こども園・施設型給付の幼稚園在園の3歳児（1号認定子どもは満3歳児）以上の児童につきましては、幼児教育無償化以前の1号認定子どもは主食費・副食費ともに実費徴収を行ってございました。2号認定子どもについては、副食費は公定価格において積算し、利用者負担額の一部として徴収しており、主食費の実費徴収について、松原市においては補助を行ってございました。幼児教育無償化が開始されてからは、1号認定子ども・2号認定子どもともに副食費が実費徴収として一本化されたため、国の基準に則り、年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降の子ども等について、

副食費徴収免除対象としており、合わせて主食費につきましても補助を実施しています。

3歳児未満の児童につきましても、幼児教育無償化以前と変わらず、公定価格において積算し、利用者負担額の一部として主食費・副食費を徴収しています。そのため、生活保護世帯・市民税非課税世帯・第3子以降の子ども等の利用者負担額が発生しない児童につきましてもは無償となっております。

私学助成幼稚園につきましても同様に、年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降の子どもにつきましても、補足給付対象者として副食費の補助を行っており、合わせて主食費につきましても補助を実施しています。

- ⑤ 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

(回答：教育推進課)

文書で回答しない。

- ⑥ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答：教育推進課)

文書で回答しない。

- ⑦ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

(回答：地域保健課)

歯科健康診査等の実施医療機関については、身近な地域で安心して健診や治療を受けただけできるよう、毎年作成している保健事業案内に掲載するとともに、市ホームページにも掲載し周知に努めております。

なお、障害児（者）歯科健診や治療については、松原市歯科医師会において、医療機関間で連携して実施可能な医療機関への紹介を行うなど健診や治療を受けていただけるよう体制を整えています。

今後も引き続き安心して健診や治療を受けただけできるよう、周知に努めてまいります。

- ⑧ 最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

(回答：教職員課)

松原市では昭和53年度に市独自の貸与型奨学金制度を創設し、今日まで運用を続けております。多くの卒業生がこの制度を利用して高等学校等へ進学しており、困窮世帯

への支援策として引き続き運営してまいります。

また、本奨学金については毎年各中学校にて市の要綱を活用し、募集時の周知だけでなく、ホームページにて広く周知しているところです。今後も周知に向けて努力してまいります。

給付型奨学金については、財源確保の課題が大きく、永続的な制度設計について研究する必要があると考えます。

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

(回答：建築住宅課)

松原市営住宅は、現在6団地で全戸数412戸となっており、令和6年度の空家募集戸数は9戸(予定)となっています。

なお、市営住宅の目的外使用につきましては、公営住宅法等により一定の要件が定められているため、現時点では支援団体への提供は困難であると考えておりますが、法改正等、今後の動向に注視してまいります。

- ⑩ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

(回答：子ども施設課)

保育士住宅借り上げ支援事業において、国の要件より拡充し実施しております。また、松原市内の民間賃貸住宅等に転入した新社会人等に補助金を交付しております。

- ⑪ 役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

(回答：総務課)

庁舎につきましては、1階2階において「Osaka Free Wi-Fi」を設置しており、誰でもアクセスができる環境を整備しております。

(回答：地域保健課)

保健センターにおけるフリーWi-Fiの導入につきましては、近隣自治体の取組み状況も把握しながら、施設の性質や運用面、導入に係る費用負担等を考慮しつつ、調査・研究してまいります。

(回答：障害福祉課)

松原市総合福祉会館には現在フリーWi-Fiの設備は導入しておりません。今後の導入につきましては、導入費用や施設の利用状況、他市の状況等を踏まえ研究してまいります。

(回答：いきがい学習課)

現在各公民館にはフリーWi-Fiの設備は導入されておられません。

今後の導入につきましては、近隣自治体の取組み状況、導入に係る費用負担等を考慮しつつ、研究してまいります。

(回答：人権交流センター)

フリーWi-Fiにアクセスできる環境につきましては導入費用や施設の利用状況等を踏まえ研究してまいります。

- ⑫ 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など 96 万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており 3 月 28 日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道 30 分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

(回答：教育推進課)

文書で回答しない

3. 医療・公衆衛生

- ① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年 12 月 2 日より、現行の健康保険証が廃止される（1 年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常が多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載
[保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 | 東京保険医協会 \(hokeni.org\)](https://www.hokeni.org/)

(回答：保険年金課)

現行の保険証は法律に基づき令和 6 年 12 月 2 日に廃止されることが決定しております。マイナンバーカードを保険証と一体化し、被保険者の医療や保険資格に関する情報を連携させることで、より良い医療を提供することができるようになると考えております。異なる医療機関であっても本人の同意を得ることで情報を得ることができるため、

薬の重複処方や頻回受診を解消でき、医療費の適正利用に繋げることが可能になります。

また、医療機関や薬局の窓口で患者の資格情報等が確認できるようになることから、有効期限切れの保険証使用により発生する医療保険の請求誤りが大幅に減少するなど事務処理コストの削減も図れるものと考えております。

このようにマイナンバーカードを保険証と一体化することにより、様々なメリットがございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

- ② 新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

(回答：地域保健課)

市町村での衛生管理部門の保健師などとの連絡調整も重要な役割であることから、市としても独自に保健師等の人材確保については、市の当局に要望をしているところですが、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保についても引き続き大阪府へ要望してまいります。

- ③ PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

(回答：地域保健課)

有機フッ素化合物(PFAS)の血中濃度がどの程度で健康に影響を与えるかについては、現時点での知見では明らかになっておらず、血中濃度に関する基準が定められていないことから、血液検査の結果のみをもって健康への影響を把握することは困難となっております。市では今後も国や府の動向を注視してまいります。

(回答：環境予防課)

PFASに関する土壌検査につきましては、土壌中のPFASの環境基準が現時点で設定されておらず、また統一的な測定法についても定められていないことから、国や大阪府の動向を注視し、今後において環境基準や測定法が確立され、環境基準超過時の対策等の指針が国から示されれば、調査の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

4. 国民健康保険

- ① 2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

(回答：保険年金課)

保険料率の府内統一化については、府内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成なら同じ保険料とする被保険者間の負担の公平を確保するものであります。令和6年度におきましては、大阪府と府内市町村で保険料抑制の取組を行っており、今後も取組を継続させる方向で調整を行っております。

- ② 18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答：保険年金課)

未就学児の均等割額につきましては、令和4年度から子育て世代の負担を軽減するため、5割軽減が実施されたところでございますが、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度の拡充について国に要望しているところでございます。

各種手当につきましては、大阪府が定める府内統一基準により実施されますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

減免申請を含む様々な申請書については、市のホームページに掲載しております。なお、印刷ができないなどの個別事情があれば、申出により申請書をお手元に郵送する対応も行ってまいります。

- ③ 3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

(回答：保険年金課)

2025年10月の保険証切り替え時には、大阪府が定める府内統一基準に則りマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない被保険者に対し、資格確認書を送付する予定です。

④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

(回答：保険年金課)

外国語対応として、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語の「国民健康保険のてびき」を発行しており、国民健康保険制度や保険料の仕組みの周知啓発に努めているところでございます。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

(回答：地域保健課)

本市の特定健診・各がん検診について、大阪府の平均受診率と比較すると、特定健診については若干平均値を下回りますが、それ以外のがん検診については平均値を上回っており、毎年、効果的な受診勧奨の方法や受診体制について検討を重ね、実施しております。また、がん検診の対象年齢については、市独自に乳がん検診は20歳から、胃がん検診は30歳から受診可能としております。健診の案内等の外国語対応については、受検者により母国語に翻訳をして利用していただいております。

② 大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

(回答：地域保健課)

松原市では第2次健康まつばら21（健康増進計画・食育推進計画）において、歯と口の健康を保つ取り組みに力を入れています。成人歯科健診については、国の定める40・50・60・70歳だけではなく、20歳、40～50代、55・65歳も含め対象を拡充して実施しており、また、妊婦の口腔内の健康の保持及び増進を図ることを目的とし、妊婦歯科健診についても個別健診で実施しております。障がい者歯科検診についても市内のクリニックで対応できるよう体制を整えており、市民が身近な地域の医療機関で受診することができる体制を構築しております。今後も受診率向上を目指し、実施体制の分析や評価を行い、健診の実施をすすめてまいります。

6. 介護保険・高齢者施策

① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

(回答：高齢介護課)

第9期介護保険事業計画において、介護保険料所得段階区分を従来の第11段階から第18段階へと細分化し、適正な保険料基準額を算定しています。国に対しては、国庫負担割合の引き上げを行うよう、引き続き要望してまいります。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

(回答：高齢介護課)

介護保険法に基づき、令和6年度より、低所得者に対する介護保険料の軽減強化を拡充しております。また、保険料の減免については、松原市介護保険条例及び施行規則、松原市介護保険料減免要綱に基づき適切に実施しています。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答：高齢介護課)

介護保険制度については、介護保険法に基づき適正に実施しています。

- ④ 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ 利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

(回答：高齢介護課)

介護保険サービスの利用については、介護支援専門員が申請者の状況等を確認し、ケアプランに基づき適切なサービスを行っています。

ロ 総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

(回答：高齢介護課)

要支援認定者及び、基本チェックリスト（日常生活自立度チェック）による事業対象者に適切なサービス提供を行っています。

ハ 「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

(回答：高齢介護課)

サービス単価については、国の報酬単価に準じて設定しています。

二 いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

(回答：高齢介護課)

介護保険法等に則り、サービス利用者の状況等を踏まえ、適切に対応しております。

⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答：高齢介護課)

介護保険法等に則り、サービス利用者の状況等を踏まえ、適切に対応しております。

⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(回答：高齢介護課)

大阪府の開催する南河内ブロック介護人材確保連絡会議において、現状や課題を共有・検討し、イベント等での啓発を行うなど地域の実情に合った介護人材確保への取り組みを行っています。

⑦ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答：高齢介護課)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備、拡充を図り、様々なサービス提供を行っています。

⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

(回答：高齢介護課)

「2割負担等の対象拡大」や「ケアマネジメント有料化」等の介護保険制度の改正に係る検討事項につきましては、国において「第10期計画の開始(2027年度)までに、市町村の意向や利用者への影響なども踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出す」との方針が示されています。今後も国の動向を注視してまいります。

⑨ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社

会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

（回答：高齢介護課）

高齢者の見守りについては、地域の関係団体と連携し、高齢者等見守りチーム等で実施しています。また、老人クラブ、地域包括支援センター等を通して、熱中症予防対策の啓発を行うなど、様々な活動を行っています。

- ⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

（回答：高齢介護課）

マイナンバーカード化については、国民健康保険証において先行して実施されています。現在、問題点等の確認、検証が行われているところであり、国の動向を踏まえ、注視してまいります。

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

（回答：高齢介護課）

補聴器購入費支援については、令和6年4月から、50歳以上で中等度以上の聴力機能の低下により、日常生活に支障がある人に補聴器1台分（片耳分）の費用の一部を助成することにより、社会参加や地域交流を促進し、認知症やフレイルの予防を行うことを目的に「松原市補聴器購入費支援事業」を開始しています。

- ⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

（回答：地域保健課）

新型コロナワクチン接種費用への公費助成は令和5年度で終了しました。令和6年度からは予防接種法に基づき、定期B類の位置づけとなり一部負担となっております。

- ⑬ 2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

（回答：医療支援課）

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。高齢者の医療費が年々増大し

ていく中、現役世代の負担を押さえ、国民皆保険を未来につないでいくため、窓口負担の見直しがおこなわれました。新たな制度創設は困難な状況と考えます。

- ⑭ 帯状疱疹は 80 才までに 3 人に 1 人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50 歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

(回答：地域保健課)

帯状疱疹ワクチン接種については、定期接種化に向けて、国としての取り組みが検討されているため、動向を注視していきます。

7. 障がい福祉「65 歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

(回答：障害福祉課)

障害福祉サービスにつきましては、国の通知に基づき適切に運用しております。

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

(回答：障害福祉課)

市では国よりの留意事項に「要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること」と示されている通り適切に実施しております。

- ③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和 5 年 6 月 30 日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

(回答：障害福祉課)

国の通知には、介護保険サービスのみでは必要なサービスを確保できない場合や、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉固有サービスについては障害福祉サービスを利用できるとされており、本市においても通知に従い適切に運用しているところ です。

- ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(回答：障害福祉課)

市では、障害福祉サービスを利用されてきた方が65歳に到達する2か月前に連絡をさせていただき、介護保険について制度や申請方法などについて説明をさせていただいております。また、介護保険の被保険者である障害者の個別のケースに応じて、本人の意向を聴き取りなどにより把握したうえで、適切に判断するようにと国の通知にもあり、本市においても、相談に乗りながら、介護保険制度との併給が可能であることの案内について、懇切丁寧に対応させていただいているところです。また、市ホームページや福祉のてびきにおいて掲載しているところです。

今後とも障害者の方がスムーズに介護保険サービスの利用を行えるように情報伝達方法の工夫も含め丁寧な対応に努めてまいります。

- ⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

(回答：障害福祉課)

自立支援給付については、国の責任において、実施されるべきものであり、国庫負担基準のあり方については、市長会を通し国に要望をしています。

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(回答：障害福祉課)

自立支援給付については、国の責任において、実施されるべきものであり、国庫負担基準のあり方については、市長会を通し国に要望をしています。

- ⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答：障害福祉課)

障害福祉サービスにおける相談支援専門員による介護保険制度の情報提供や、介護保険の介護支援専門員が随時情報共有を図るよう国からも示されているところであり、本市においても、高齢介護課と連携を図り、障害者が安心して地域で自立した生活できるよう支援を行っております。

- ⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答：障害福祉課)

利用者負担につきましては、国の通知や制度に基づき適切に運用しているところです。平成30年度より障害福祉サービスにおいて新高額障害福祉サービス等給付費が創設され、制度の周知や、対象となる方への申請勧奨など丁寧に対応しております。

- ⑨ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(回答：医療支援課)

重度障害者医療費助成については、国の公費負担制度としての創設を大阪府市長会を通じ、要望しております。

また、以前から、市町村の要望として、医療費助成の対象範囲につきまして、対象者を身体障害者手帳3級及び4級の一部、知的障害者中度、精神障害者保健福祉手帳2級まで、難病患者では障害年金2級受給者または特別児童扶養手当2級までと、市長会を通じて大阪府へ要望しており、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答：福祉総務課)

生活保護実施要領に基づき、適正な運営を行っております。なお、申請意思を示された方に対して、申請をすみやかに受け付けております。

- ② 大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ

[hogoshinseisodan.pdf \(city.neyagawa.osaka.jp\)](https://www.city.neyagawa.osaka.jp/hogoshinseisodan.pdf)

枚方市生活保護ホームページ

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

(回答：福祉総務課)

本市ではポスターの作成は行っておりませんが、様々な相談窓口と連携し、必要に応

じて生活保護の相談窓口を案内しております。

- ③ ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

(回答：福祉総務課)

ケースワーカーの配置は、被保護世帯の実態に応じた支援が行えるように、人事当局に増員要望をしており、就労支援等の相談業務にあたる専門知識・経験を有する支援員の配置等、支援体制の充実を図っています。ケースワーカーは社会福祉主事の任用資格をもっており、正規職員で対応しています。ケースワーカーへの面接時の対応指導や研修についても随時行っております。また、生活保護の決定通知書は支給金額などが分かりやすいよう記載しております。

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

(回答：福祉総務課)

ケースワーカーについては性別にかかわらず、市民の人権に配慮した対応を心がけております。

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

(回答：福祉総務課)

生活保護の「しおり」は、生活保護の基本的な考え方、保護の原則、被保護者の権利と義務等についてわかりやすく説明したものを福祉総務課のカウンターに常時設置しております。

また、生活状況等確認のため、きめ細やかな面談を行うとともに、生活保護の申請の意思を示した方について、申請用紙をお渡ししています。

- ⑥ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答：福祉総務課)

現在、本福祉事務所において、警察官OBは配置しておりません。また、「適正化ホットライン」については、貧困ビジネスなどによる生活保護受給者の被害を防止するとともに、生活に困窮しており、何らかの支援が必要な方の発見などを目的に設置し

ているものであり、今後も情報収集に努め、生活保護のさらなる適正運用を行ってまいります。

- ⑦ 物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

(回答：福祉総務課)

生活保護実施要領に基づき、適正な運営を行っております。

- ⑧ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答：福祉総務課)

生活保護実施要領に基づき、適正な運営を行っております。

- ⑨ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答：福祉総務課)

生活保護実施要領及び医療扶助運営要領に基づき、適正な運営を行っております。

- ⑩ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答：福祉総務課)

生活保護実施要領に基づき、適正な運営を行っております。

9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

(回答：教育総務課)

中学校体育館の冷暖房につきましては、令和 6 年度中に整備を行います。

小学校体育館の冷暖房につきましては、現在のところ予定していません。

また、トイレの様式化につきましては、松原市では小中学校 2 2 校で誰もが利用することができる多目的トイレや、障害のある人や「学校に来られた高齢者の人が利用できる車椅子対応トイレの設置などと合わせてトイレの様式化を進めており、順次改修等を行ってまいります。

- ② 能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

(回答：危機管理課)

市では、被災者の生活を保障するために、地域防災計画内で想定避難者数分の食料

や災害用トイレの備蓄数を定め、計画的に整備を進めています。今後も能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準に則った地域防災計画の改訂、備蓄の整備を進めてまいります。

- ③ 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

(回答：危機管理課)

市では、高齢者や障がい者等を対象に避難行動要支援者名簿を作成しており、平時から関係団体へ防災対策や災害時の避難支援に活用していただくとともに、避難行動要支援者名簿に記載のある方のうち、希望者に対して個別避難計画を作成しております。また、災害発生時、市民の皆さまが安心して避難できるよう総合防災ガイドマップ等で、普及啓発を行ってまいります。